

貨物自動車労働安全衛生法令の 改正について

北海道労働局

稚内労働基準監督署

貨物自動車関係

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行（貨物自動車関係） （令和5年3月28日基発0328第5号）

トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

改正のあらまし

- 1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます**
これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。
- 2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます**
テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。
- 3 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます**
運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行（貨物自動車関係） （令和5年3月28日基発0328第5号）

改正のあらまし

1

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

● 昇降設備について（安衛則第 151 条の 67 関係）

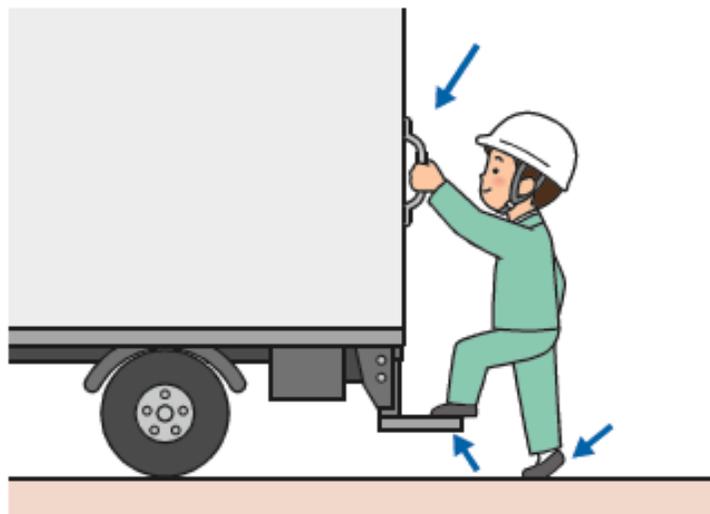
荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、2 トン以上 5 トン未満のものが追加されます。

「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

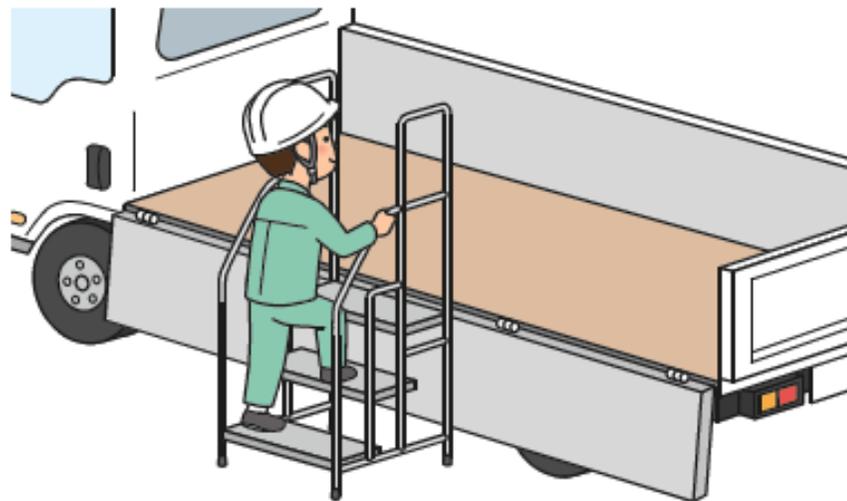
○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ 1.5m を超える箇所で作業を行うときは、安衛則第 526 条第 1 項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。



貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。



可搬式の踏み台等の例

労働安全衛生規則（R5.10.1施行）

第151条の67（昇降設備）

1. 事業者は、最大積載量が**二トン以上**の貨物自動車に荷を積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は最大積載量が**二トン以上**の貨物自動車から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者が床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。
2. 前項の作業に従事する労働者は、**床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間**を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。

● 保護帽について（安衛則第 151 条の 74 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。
- ② 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

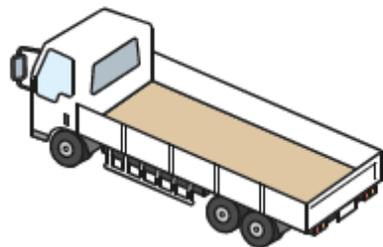
○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
墜落による危険を防止するための保護帽の着用	△	● (上記①②) △ (上記以外)	○	高さ 2m 以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第 518 条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

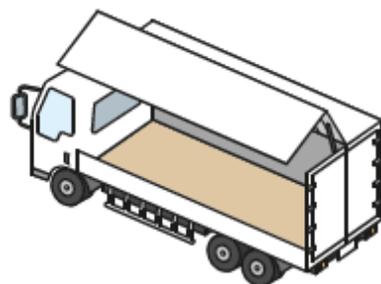
新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類 (最大積載量 2 トン以上 5 トン未満のもの)

保護帽の着用が必要となるもの

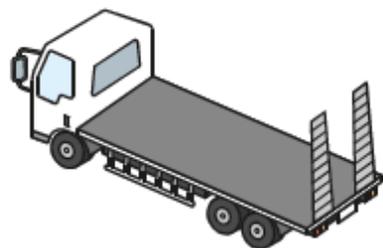


平ボディ車

(荷台の側面が構造上開閉できるものの例)

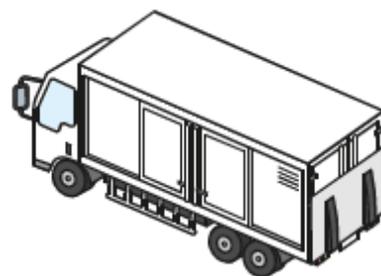


ウイング車



建機運搬車

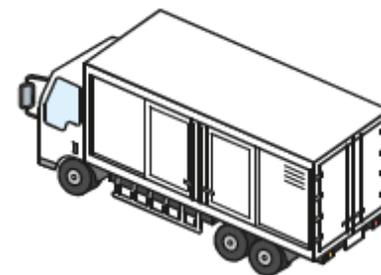
(荷台の側面が構造上開放されているものの例)



バン

(テールゲートリフターが設置されているもの)

適用されないもの



バン

(テールゲートリフターが設置されていないもの)

※墜落・転落の危険のある作業において
保護帽を着用することが望ましい。

※最大積載量 5 トン以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要です。

労働安全衛生規則（R5.10.1施行）

第151条の74（保護帽の着用）

1. 事業者は、次の各号のいずれかに該当する貨物自動車に荷を積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は次の各号のいずれかに該当する貨物自動車から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うとき（第三号に該当する貨物自動車にあつては、テールゲートリフターを使用するときに限る。）は、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。
 - 一 最大積載量が五トン以上のもの
 - 二 最大積載量が二トン以上五トン未満であつて、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの
 - 三 最大積載量が二トン以上五トン未満であつて、テールゲートリフターが設置されているもの（前号に該当するものを除く。）
2. （略）

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作[※]の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。

また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※「テールゲートリフターの操作」には、稼働スイッチの操作のほか、キャストーストッパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法 	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止 	2 時間
	関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法令中の関係条項 	0.5 時間
実技教育	<ul style="list-style-type: none"> ・テールゲートリフターの操作の方法 		2 時間

メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象



アーム式



垂直式



後部格納式



床下格納式

労働安全衛生規則（R6.2.1 施行）

第36条（特別教育を必要とする業務）

1. 法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。



五の四 テールゲートリフター（第151条の2第七号の貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトをいう。以下同じ。）の操作の業務（当該貨物自動車に荷を積む作業又は当該貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る。）

テールゲートリフターの操作に係る特別教育について

[北海道労働局で把握している実施機関です。\(令和5年9月25日現在\)](#)

労働安全衛生法に基づく免許、技能講習等について

免許試験受験の申請方法について

受験申請書は最寄の労働基準監督署または各地区労働基準協会等で配布しています。
▶ [安全衛生関係免許試験受験案内\(北海道安全衛生技術センター\)](#)

免許の申請方法について

▶ [詳しくはこちらのページをご覧ください。](#)

免許証の発行について

▶ [東京労働局のホームページに移動します。](#)

技能講習、実技講習、養成講習等及び登録教習機関について

▶ [詳しくはこちらのページをご覧ください。](#)

テールゲートリフターの操作に係る特別教育について

[北海道労働局で把握している実施機関です。\(令和5年9月25日現在\)](#)

各種法令・制度・手続き

- 働き方改革の推進
- 各種助成金制度
- 労働保険制度
- 労災保険関係
- 雇用保険関係
- 雇用環境・均等関係
- 個別労働紛争解決制度
- 労働基準関係
- 安全衛生関係
- 職業紹介関係
- 労働者派遣・有料無料職業紹介事業
- 職業訓練関係
- 法令・様式集
- 情報公開・個人情報保護
- 公益通報者の保護

「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」実施機関

北海道労働局調べ (R5. 12. 7現在)

機関名	住所	連絡先
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 北海道支部	札幌市中央区南9条西1丁目1-10 北海道トラック総合研修センター内	011-511-9795
札幌労働基準協会	札幌市北区北7条西2丁目37 山京ビル2階	011-757-0340
函館労働基準協会	函館市海岸町22-5 共栄運輸ビル3階	0138-44-0500
旭川地方労働基準協会	旭川市常盤通1丁目 道北経済センター6F	0166-22-8621
北見労働基準協会	北見市卸町3丁目9-2	0157-57-6038
釧路労働基準協会	釧路市鳥取大通1丁目8-2	0154-65-5169
建設業労働災害防止協会 北海道支部	札幌市中央区北4条西4丁目1番地 札幌国際ビル3階	011-261-6187
公益社団法人 ポイラ・クレーン安全協会 函館事務所	北斗市追分3-1-1	0138-49-9044
株式会社PCT 北海道教習所	石狩市新港中央2丁目766-3	0133-64-6388
コマツ教習所株式会社 北海道センタ	北広島市大曲工業団地1丁目6	011-377-3866
コベルコ教習所株式会社 北海道教習センター	札幌市白石区本通21丁目南1-67	011-862-3501
キャタピラー教習所株式会社 北海道教習センター	札幌市清田区里塚2条6丁目3-5	011-795-7022
中央バス自動車学校	札幌市北区新琴似8条17丁目1-1	011-764-2525
株式会社札幌篠路自動車学校	札幌市北区篠路1条8丁目6-30	011-771-2224

※北海道労働局に情報提供のあった機関のみを掲載しております。

※詳しくは各機関のホームページ等でご確認ください。

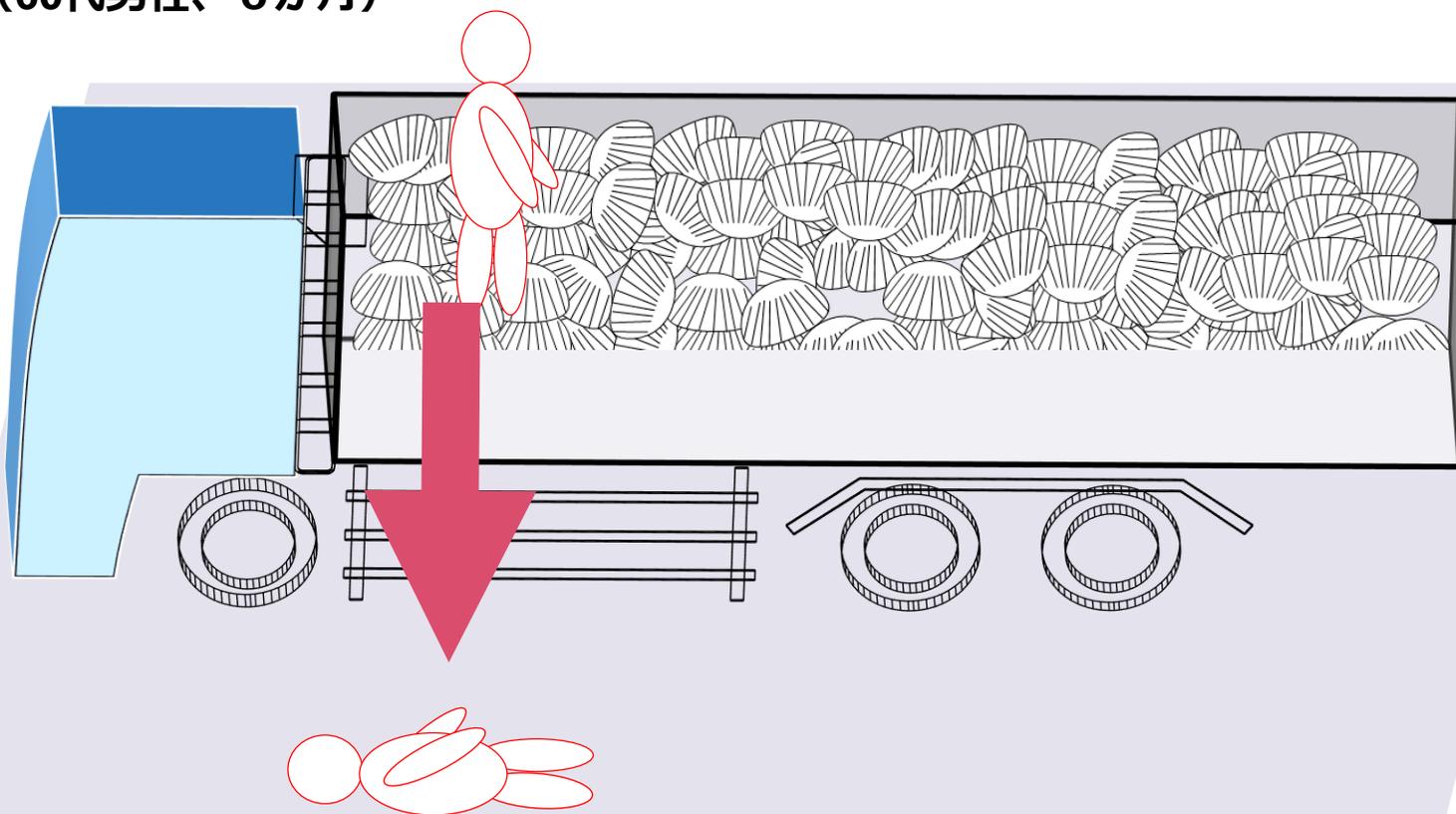
◎労働安全衛生法第五十九条

事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるもの（テールゲートリフターの操作）に労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

令和5年 稚内署管内災害事例（抜粋）

（食料品製造業）

トラック運転者である被災者が、漁港において、ホタテの荷受けのため、トラックの荷台上で作業していたところ、荷台（高さ2メートル以上）から地面に墜落し、頭部や胸部を強打し、骨折したもの。（60代男性、6か月）



墜落制止用器具関係

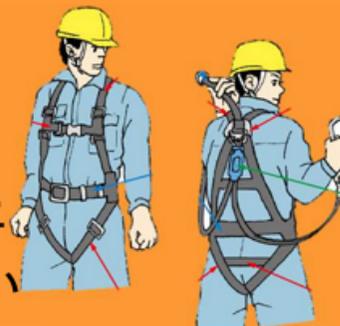
墜落制止用器具をご使用ください

墜落制止用器具を製造、輸入、使用、販売する皆様へ

令和4年1月2日からは

墜落制止用器具

をご使用ください



主な変更点

①安全帯の名称を「墜落制止用器具」に変更

※性能基準も変更となったため、安全帯として使用していたものは原則使用することができません。

安全帯		墜落制止用器具
胴ベルト型（一本つり）	○	胴ベルト型（一本つり）
胴ベルト型（U字つり）	×	
フルハーネス型（一本つり）	○	フルハーネス型（一本つり）

②フルハーネス型の使用が原則に



※ただし、高さが6.75m以下の場合
は「胴ベルト型（一本つり）」を
使用できます。

③特別教育の義務付け

以下のいずれにも該当する業務を行う場合は特別教育を受講してください。

- 1.高さが2 m以上の箇所
- 2.作業床を設けることが困難なところ
- 3.フルハーネス型のものを用いて行う作業（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

墜落制止用器具をご使用ください

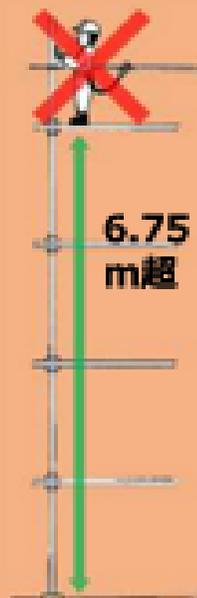
①安全帯の名称を「墜落制止用器具」に変更

※性能基準も変更となったため、安全帯として使用していたものは原則使用することができません。

安全帯		墜落制止用器具
胴ベルト型（一本つり）	○→	胴ベルト型（一本つり）
胴ベルト型（U字つり）	×→	
フルハーネス型 （一本つり）	○→	フルハーネス型 （一本つり）

墜落制止用器具をご使用ください

②フルハーネス型の使用が原則は



※ただし、高さが
6.75m以下の場合
は「胴ベルト型
(一本つり)」を
使用できます。

③特別教育の義務付け

以下のいずれにも該当する業務を行
う場合は特別教育を受講してくださ
い。

- 1.高さが2 m以上の箇所
- 2.作業床を設けることが困難なところ
- 3.フルハーネス型のものを用いて行
う作業（ロープ高所作業に係る業務
を除く。）

墜落制止用器具をご使用ください

墜落制止用器具を製造、輸入、使用、販売する皆様へ

墜落制止用器具の規格第9条に基づく

「適切な表示」※

の有無をご確認ください。

「墜落制止用器具の規格」に基づく表示の例

※最低限以下の項目が表示されているものを言います。

墜落制止用器具
本体

種類：フルハーネス型又は胴ベルト型
製造者名：〇〇社
製造年月：20〇〇年〇月

ショックアブ
ソーバ

種別：第一種又は第二種
最大自由落下距離：〇.〇m
使用可能な重量：〇〇kg
落下距離：〇.〇m

「適切な表示」が無いものは、
必要な性能を有していないおそれがあり、
法令違反となります。
販売及び使用は絶対にしないでください。

墜落制止用器具の取扱いに係る詳細はこちらをチェック！



墜落制止用器具と安全帯の見分け方

製品ラベルを確認

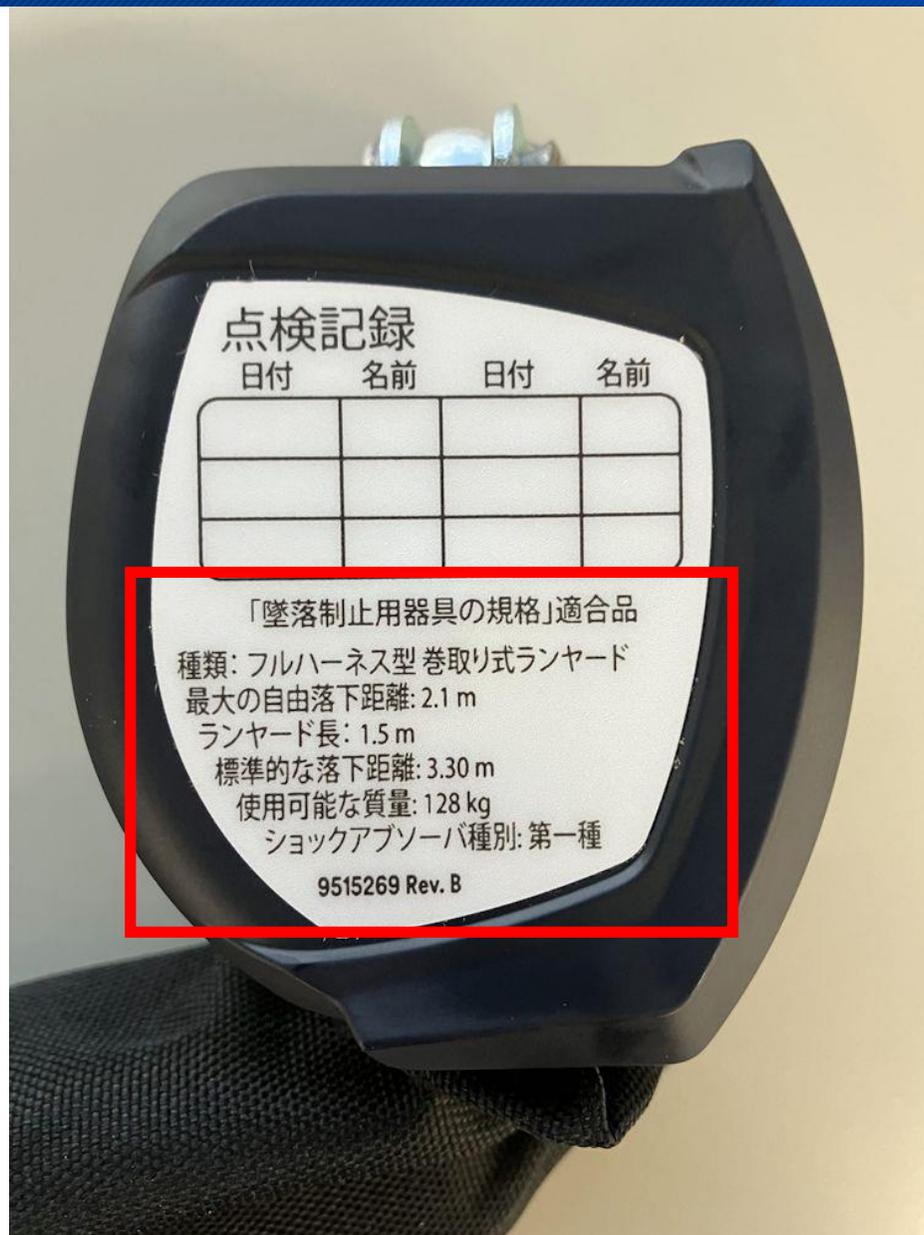
○ 「墜落制止用器具の規格」 適合品

× 「安全帯の規格」 適合品

墜落制止用器具をご使用ください



墜落制止用器具をご使用ください



化学物質関係

労働災害発生状況

	件数 (平成30年)	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS 交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外 物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できてい ないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

※出典：平成29年～令和元年労働者死傷病報告

労働災害発生状況

- 化学物質による休業4日以上の労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の規制対象外の物質による労働災害が約8割。
- 特定化学物質障害予防規則等に追加されるとその物質の使用をやめ、危険性・有害性を十分に確認、評価せずに規制対象外の物質に変更し、その結果、十分な対策が取られ²⁶ずに労働災害が発生。

労働安全衛生法の新たな化学物質規制

職場における

労働者が安全に働くために

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

- | | |
|--|---|
| <p>POINT 1</p> <p>ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1</p> | <p>POINT 2</p> <p>リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2</p> |
| <p>POINT 3</p> <p>化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3</p> | <p>POINT 4</p> <p>自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）</p> |

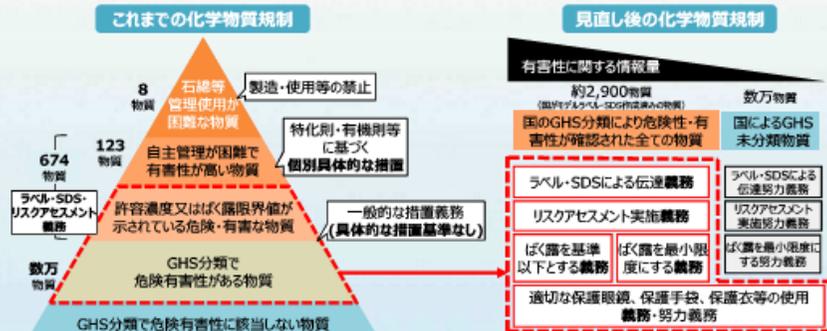
※1……国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が規制対象に追加
 ※2……厚生労働大臣が定める物質（高度基準指定物質）が対象
 ※3……伝達への制動性・実効性・応答性向上による規制対象の拡大が認められることが前提となる物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます
 ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



SDS及び作業現場の確認 リスクアセスメントの実施 リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

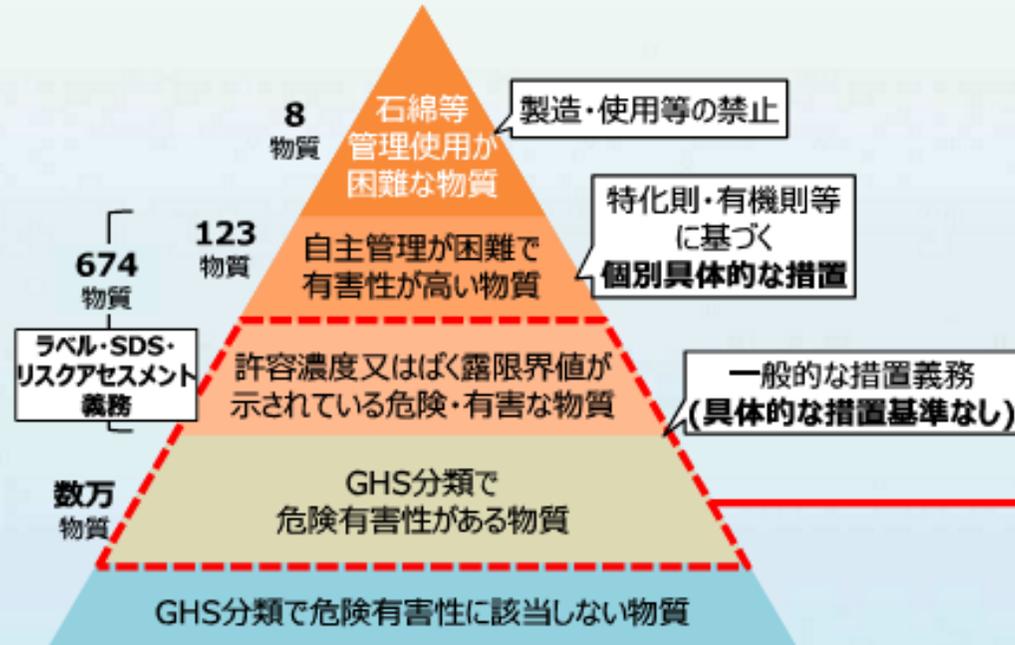


このスライドは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。

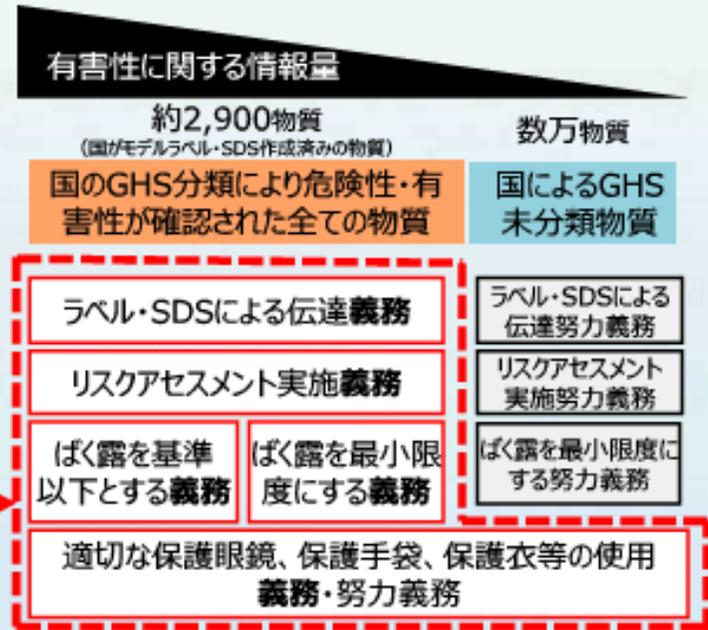
労働安全衛生法の新たな化学物質規制

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制



見直し後の化学物質規制



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。

労働安全衛生法の新たな化学物質規制

職場における

労働者が安全に働くために

新たな化学物質規制が 導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT

4

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1……国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加

※2……厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象

※3……皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかでない物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



SDS及び作業現場の確認



リスクアセスメントの実施



リスク低減措置の実施

労働安全衛生法の新たな化学物質規制

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前	改正後（順次追加後）
674物質	国がGHS分類済 約2900物質 + 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、**国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加**します。

R4年2月改正・R6年4月施行
発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された**234物質**が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定
左記以外のカテゴリで区分1に分類された約**700物質**を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定
健康有害性のカテゴリで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された約**850物質**を義務対象に追加予定。

リスクアセスメント結果に基づきばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。

さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。

ポイント！

リスクアセスメントやばく露低減措置では、濃度基準値以下であるかを必ず確認しましょう。その際、推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）を組み合わせる行うことが効果的です。



CREATE-SIMPLE

ポイント！

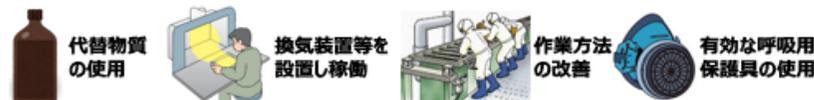
濃度基準値が定められていない物質は、「**米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値**」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。



個人ばく露測定

ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択の上、実施します。



その他、必要に応じて医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存※することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存することが義務付けられます。また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存※することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

労働安全衛生法の新たな化学物質規制

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。



皮膚・眼刺激性
皮膚腐食性



皮膚から吸収され健康障害を
引き起こしうる化学物質

ポイント!

化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

※健康障害を起こすおそれのあることが明らか物質：**義務**
※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質：**努力義務**

SDS等による情報伝達が強化されます

SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- 通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」が追加されます。
- 成分の含有量は、原則として、**重量%の記載が必要になります。**
- 「**人体に及ぼす作用**」を定期的（**5年以内ごとに1回**）に確認・更新することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合



電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、**譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能**になります。



電子メールの送信



HPのURLや二次元コードの伝達

自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場 専門的講習の修了者

上記以外の事業場

資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「**保護具着用管理責任者**」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置

健康診断結果やそれに基づく措置

雇入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要になります

一部の業種は省略されていた雇入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前
一部の業種は除外

改正後
全ての業種

労働安全衛生法の新たな化学物質規制

自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「**保護具着用管理責任者**」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

令和4年5月31日付け基発0531第9号

基発0531第9号

令和4年5月31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について

イ 化学物質管理者は、工場、店社等の事業場単位で選任することを義務付けたこと。したがって、例えば、建設工事現場における塗装等の作業を行う請負人の場合、一般的に、建設現場での作業は出張先での作業に位置付けられるが、そのような出張作業先の建設現場にまで化学物質管理者の選任を求める趣旨ではないこと。

労働安全衛生法の新たな化学物質規制

自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「**保護具着用管理責任者**」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

令和4年5月31日付け基発0531第9号 労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について

(2) 安衛則第12条の6第2項関係

本項第2号中の「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」には、次に掲げる者が含まれること。なお、次に掲げる者に該当する場合であっても、別途示す保護具の管理に関する教育を受講することが望ましいこと。また、次に掲げる者に該当する者を選任することができない場合は、上記の保護具の管理に関する教育を受講した者を選任すること。

- ① 別に定める化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ② 9(1)ウに定める作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ③ 法第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験に合格した者
- ④ 安衛則別表第4に規定する第1種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ⑤ 安衛則別表第1の上欄に掲げる、令第6条第18号から第20号までの作業及び令第6条第22号の作業に応じ、同表の中欄に掲げる資格を有する者（作業主任者）
- ⑥ 安衛則第12条の3第1項の都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を終了した者その他安全衛生推進者等の選任に関する基準（昭和63年労働省告示第80号）の各号に示す者（安全衛生推進者に係るものに限る。）

⑤令第6条第18～20号及び22号の作業

- ・ 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者
- ・ 有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者
- ・ 鉛作業主任者技能講習を修了した者

令和4年12月26日付け基安化発1226第1号 保護具着用管理責任者に対する教育の実施について

保護具着用管理責任者に対する教育実施要領

1 目的

本要領は、保護具着用管理責任者教育のカリキュラム及び具体的実施方法等を示すとともに、この教育の実施により、十分な知識及び技能を有する保護具着用管理責任者の確保を促進し、もって保護具等の正しい選択・使用・保守管理についての普及を図ることを目的とする。

2 教育の対象者

本教育の対象者は、次のとおりとする。

- ・施行通達の記の第4の2(2)①から⑥までに定める保護具着用管理責任者の資格を有しない者で、保護具着用管理責任者になろうとする者
- ・上記資格を有する者

3 教育の実施者

上記2の対象者を使用する事業者、安全衛生団体等があること。

4 実施方法

令和4年12月26日付け基安化発1226第1号 保護具着用管理責任者に対する教育の実施について

【別表】

保護具着用管理責任者教育カリキュラム

学科科目	範囲	時間
I 保護具着用管理	①保護具着用管理責任者の役割と職務 ②保護具に関する教育の方法	0.5時間
II 保護具に関する知識	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	3時間
III 労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	1時間
IV 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範囲	時間
V 保護具の使用方法等	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	1時間

(計 6時間)

労働安全衛生法の新たな化学物質規制

新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、
施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日
化学物質管理体系の見直し	安衛令 別表第9	ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならない化学物質（リスクアセスメント対象物）が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか？		③ ※令和7年以降も順次適用
	安衛則 第577条の2 第577条の3	リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務	リスクアセスメント対象物について、労働者のばく露が最低限となるように措置を講じていますか？ 濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？ 措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年） リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？		② ③ ②、③
	安衛則 第594条の2 第594条の3	皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止	皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがあることが明らか物質の製造・取り扱ひに際して、労働者に保護具を着用させていますか？ 上記以外の物質の製造・取り扱ひに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？（明らかに健康障害を起こすおそれのない物質は除く）		③ ②
	安衛則 第22条	衛生委員会の付帯事項	衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？		②、③
	安衛則 第97条の2	がん等の把握強化	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？ 医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか？		②
	安衛則 第34条の2の8	リスクアセスメント結果等の記録	リスクアセスメントの結果及びリスク軽減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで）		②
	安衛則 第34条の2の10	労働災害発生事業場等への指示	労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認められた場合に、改善措置計画を労働局長に提出、実施する必要があることを知っていますか？		③
	安衛則 第577条の2第3項から第5項、第8項、第9項	健康診断等	リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認められる場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年） 濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）		③
実施体制の確立	安衛則 第12条の5	化学物質管理者	化学物質管理者を選任していますか？		③
	安衛則 第12条の6	保護具着用管理責任者	（労働者に保護具を使用させる場合）保護具着用管理責任者を選任していますか？		③
	安衛則 第35条	雇入れ時教育	雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？		③
情報伝達の強化	安衛則 第24条の15第1項・第3項、第34条の2の3	SDS通知方法の柔軟化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？		①
	安衛則 第24条の15第2項・第3項、第34条の2の5第2項・第3項	「人体に及ぼす作用」の確認・更新	5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客などに通知していますか？		②
	安衛則 第24条の15第1項、第34条の2の4、第34条の2の6	SDS記載事項の追加等	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？ SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか？ ※含有量が幅があるものは、濃度範囲による表記も可。		③
	安衛則 第33条の2	別容器等での保管	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？		②
その他	特化則、有機則、鉛則、鉛じん則	個別規則の適用除外	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることを知っていますか？		
	特化則、有機則、鉛則、鉛じん則	作業環境測定結果が第3管理区分の事業場	左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？ 措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか？		③
	特化則、有機則、鉛則、四アルキル則	特殊健康診断	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？		②

(注) 施行期日の①～③は以下に対応。
規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。
①2022年（令和4年）5月31日（施行済）
②2023年（令和5年）4月1日
③2024年（令和6年）4月1日

詳細はこちら



R4.8